

東京初の中核市へ
八王子が変わります！

第 8 次行財政改革 推進計画（平成 26～28 年度）

平成 26 年度版

目 次

1	推進計画の概要	
(1)	策定の意図	1
	～大綱の着実な推進に向け、具体的な取組と実施時期を設定～	
(2)	期間と進行管理	1
	～期間は3か年とし、毎年度見直しを行い更新～	
2	取組項目	
(1)	施設マネジメント	2
	～施設の現状把握と行政需要の将来予測を踏まえた資産の有効活用～	
(2)	受益者負担の適正化	4
	～使用料、手数料、各種負担金における公平性と透明性の確保～	
(3)	補助金制度の見直し	6
	～「八王子ビジョン2022」に掲げる市民との協働を推進するため、効果的な制度の構築と個別補助の検証～	
(4)	行政評価システムの再構築	8
	～フルコスト分析の実施と評価指標の設定～	
(5)	指定管理者制度の見直し	10
	～施設特性を踏まえた最適な管理運営手法の検証～	
(6)	分権時代の人材育成	12
	～職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築～	
(7)	民間活力の適切な活用を推進	14
	～PFIや設置管理許可制度、寄附制度の活用研究～	
(8)	情報発信力の強化	16
	～市民協働の推進と地域経済の活性化に寄与する情報発信～	

1 推進計画の概要

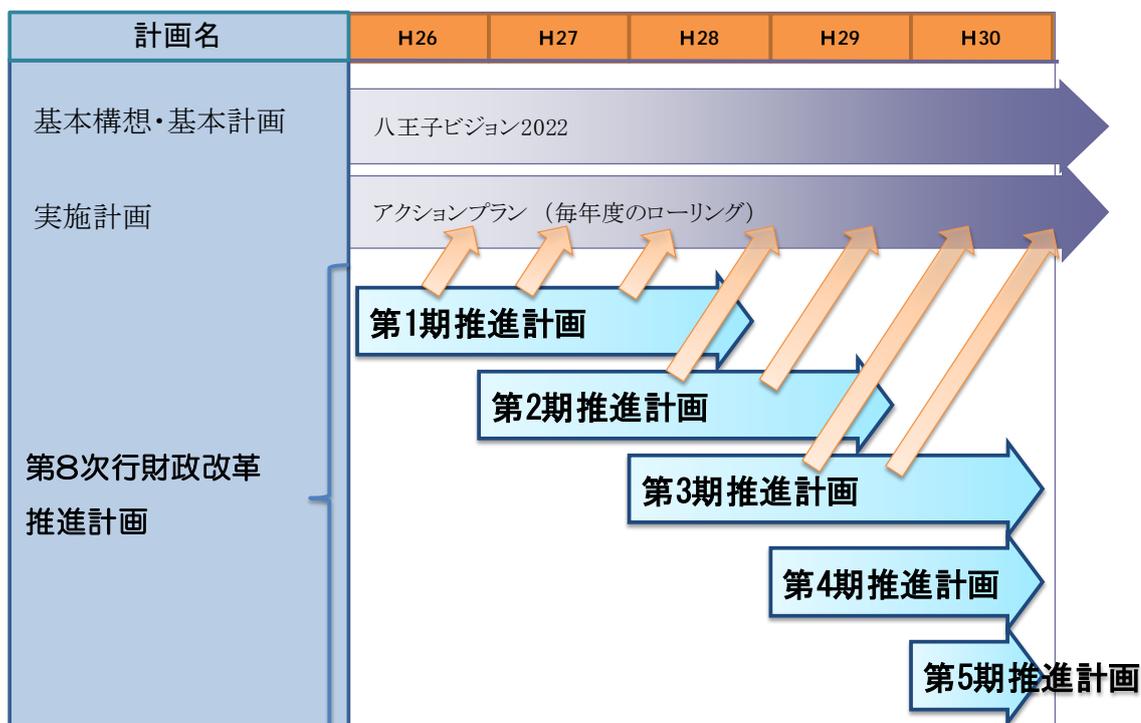
(1) 策定の意図

第8次行財政改革推進計画は、改革の目的である「持続可能な行財政運営の推進」を着実に図るため、向こう3か年の具体的な取組内容と実施時期を示すものです。取組項目は、大綱に掲げた6つの重点取組と、「改革の方策」として示した考え方を踏まえて重点取組と合わせて取り組むことで改革全体を推進する2つの取組を掲載しています。

(2) 期間と進行管理

本推進計画の期間は、平成26年度から28年度までの3か年とします。また、取組は、今後明らかとなる課題や進捗状況を踏まえ柔軟に対応していくため、「八王子ビジョン2022 アクションプラン」に反映しつつ、毎年度更新します。

計画の期間と更新イメージ



2 取組項目

(1) 施設マネジメント

【総括部署：行政管理課】

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・ 公共施設の現状と今後必要となる維持管理経費をまとめた「施設白書～施設の現状を知りあり方を考えるために～」を作成

【平成 17 年度】

- ・ 保全管理計画の強化を目的に保全マニュアルを策定

【平成 18 年度】

- ・ 「施設白書」策定後の取組の検証を踏まえ、「施設経営」の確立に向けた方向性を示すため、「新たな施設展開～有効利用と効率的運用をめざして～」を作成

【平成 21 年度】

- ・ 学校施設において、学区の調整や適正配置について基本方針と推進計画を策定

【平成 24 年度～】

- ・ 資産評価実施（土地、建物）

現状と課題

現 状	本市は、昭和40年代以降の人口急増期において、学校施設・市民センターなどの建築物や道路・公園などのインフラ関連施設を大量に整備してきました。こうした施設の老朽化への対応が必要となっています。また、高齢化による人口構造の変化や市民の生活様式の多様化に伴い、公共施設に求められる機能も変化しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊗ 公共施設の老朽化への適切な対応 (ライフサイクルコストの分析や保全計画の策定による施設保全経費の縮減と平準化)⊗ 将来にわたる行政需要を見据えた公共施設の有効活用⊗ 公共施設の更新や改修にあたっての民間活力の活用

取組の方向性

保有する公共施設の現状や今後必要となる維持管理経費を総合的に把握するとともに、住民自治の観点と行政目的ごとの施設の現状、将来予測を踏まえた施設のあり方を明確にし、資産の有効活用を図る「施設マネジメント」の取組を推進します。

具体的な取組内容と期間

施設マネジメント 【とりまとめ部署：行政管理課】

取 組 内 容	期 間		
	26 年度	27 年度	28 年度
① 公共施設の実態把握 ・資産データ（状況・評価）の把握と利用状況の調査 ・施設カルテ・白書の作成・公開			
② 全体の計画策定 ・基本方針の策定 庁内検討会で方針を検討し、策定 ・公共施設の保全計画の策定 建物、道路、橋りょう、公園、屋外運動施設等における保全計画の策定 ・施設マネジメント推進計画の策定 住民自治の観点と行政目的ごとの施設提供の現状、将来予測を踏まえ、方向性や全体スケジュールを設定 ・保全基金の設置			
③ 複式簿記導入によるストック情報の管理 ・国の地方公会計制度整備方針を踏まえ、発主主義会計を導入し、財務書類を作成			
④ 実施計画の策定・実践 ・全体計画を踏まえ、各施設における具体的な取組内容を示す個別計画を策定			

※施設カルテ…資産の評価額や利用率・使用料などを記した個表

(2) 受益者負担の適正化

【総括部署：行政管理課】

これまでの取組

【平成6年度】

- ・ 「八王子市使用料等検討会」からの「既存有料施設の料金適正化について」の提言を踏まえ、18施設の使用料を改定（消費税反映）
 ※使用料を改定した施設…市民会館、福祉会館、市営駐車場、こども科学館、屋外運動施設、プール、市民体育館、霊園、食肉処理場

【平成10年度】

- ・ 平成9年の消費税率引上げ（3%→5%）を踏まえ、一部施設の使用料を改定
 ※使用料を改定した施設…斎場式場、テニスコート、大塚公園野球場
- ・ 行政コスト及び他市の状況を踏まえ、一部手数料を改定
 ※手数料を改定した事務…戸籍住民基本台帳等閲覧、放置自転車撤去

【平成12～13年度】

- ・ 「受益者負担の適正化検討委員会」において考え方を整理

～平成13年度以降の主な見直しや負担率の改定を行ったもの～

見直し・改定を行ったもの	内容	改定年度
国民健康保険税	税率の改定	13・17・24・26年度
保育運営費負担金	保育料の改定	13・19年度
こども科学館等10施設の使用料	土曜日のこども料金を無料化	14年度
ごみ処理手数料	指定収集袋によるごみ処理有料化	16年度
市民センター、市民会館ほか	ホール等舞台面や利用率の低い場所の利用料金の一部改正	19年度
各種がん検診受診料	受診料の有料化	19年度
し尿処理手数料	手数料の改定（下水道使用料との均衡）	23年度
松木公園テニスコート	使用料の改定	25年度

現状と課題

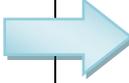
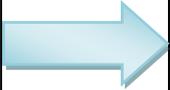
現 状	<p>受益者負担とは、特定の行政サービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるものです。本市では、これまでも行政サービスの提供にかかるコスト（経費）を分析し、使用料や手数料の受益者負担の適正化を図ってきましたが、定期的な見直しは行ってきませんでした。</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 受益者負担額の算定方法の明確化と見直しサイクルの確立 ⊙ 施設の性質や初期投資（イニシャルコスト）を踏まえた受益者負担率の設定 ⊙ 受益者負担を求める対象項目の適正化 ⊙ 減免制度の整理検証

取組の方向性

行政サービスの提供にあたり、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の割合についての考え方を整理し、公平性と透明性を確保するしくみを構築します。

具体的な取組内容と期間

受益者負担の適正化に向けた取組 【とりまとめ部署：行政管理課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
① 受益者負担の基本方針の策定 ・ 庁内検討会で、負担率、改定サイクル、減免の考え方を整理し、市民からの意見を踏まえ決定			
② 使用料、手数料等の見直し ・ 行政コスト（原価）の調査 ・ 基本方針に基づく使用料、手数料等の改定案の策定 ・ 新単価の適用		 	
③ 行政コストの縮減（事務見直し） ・ 事務事業の効率化を図り、経費を縮減			

(3) 補助金制度の見直し

【総括部署：財政課】

これまでの取組

◆補助金制度再構築（平成12～15年度）

【平成12年度】

- ・ 金額の削減を中心とした補助金見直しではなく、市民と行政の本来的な役割分担を再検討し、新たな補助金制度の確立を図るため、市民委員による補助金等検討会を設置

【平成13年度】

- ・ 補助金等検討会から受けた提言を踏まえ、公募方式による新たな補助金制度の創出や、任意奨励的補助金の終了などを市の基本方針として策定

【平成14年度】

- ・ 基本方針に基づき補助金制度を再構築

【平成15年度】

- ・ 「補助金等の交付の手続き等に関する規則」を改正し、補助金等の定義の明確化や要綱等の制定の義務付けについて規定
- ・ 市民の自由で柔軟な発想による新たな公共サービスの提供とその担い手の育成を目的とした「市民企画事業補助金制度」を創設し、運用開始

【平成19～21年度】

- ・ 補助事業を対象とした「事業仕分け的手法を用いた総事業再点検」を実施

【平成20～21年度】

- ・ 各種協議会への負担金支出の必要性を検証・精査し、予算に反映

現状と課題

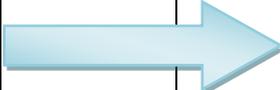
現 状	平成14年度に市民と行政の協働関係を支えるしくみとして制度の再構築を行い、透明性・公平性を確保するとともに、市民活動の自主・自立を前提とした運用を進めてきました。しかし、現行制度は、構築から10年が経過していることから検証が必要となっています。
課 題	② 市民と行政との協働に加え、市民相互の協働を推進する新たなしくみの導入 ② 誘導的・促進的な政策補助金の効果的な活用 ② 行政目的を達成した補助金や効果の薄れた補助金の見直し

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」に掲げる協働の実現に向け、市民の主体的な活動を促進する制度へ見直します。また、個別補助金について、交付の目的・効果を明確にし、必要性について検証します。

具体的な取組内容と期間

補助金制度の検証・見直し 【とりまとめ部署：財政課】

取 組 内 容	期 間		
	26 年度	27 年度	28 年度
① 効果検証と見直し方針の策定 ・公募市民や有識者を含む検討会での意見聴取を経て、現行制度の課題を整理し、見直し方針を策定			
② 制度再構築 ・見直し方針に基づき、既存補助金を整理し、新制度を構築			

(4) 行政評価システムの再構築

【総括部署：行政管理課】

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・ 行政評価を本格導入

【平成 16 年度】

- ・ 行政評価結果を実施計画や予算に反映するため、評価を決算と実施計画のローリング、予算編成の間に実施

【平成 17 年度】

- ・ 3次評価（外部評価）として新たに市民アンケート調査を開始

【平成 19 年度～】

- ・ 外部評価委員会の委員に学識経験者等を加え、細事業を対象とした「事業仕分け的手法を用いた総事業再点検」を開始

【平成 24 年度】

- ・ 「八王子ビジョン 2022」策定にあたり、八王子ゆめおりプランの評価を反映させるため、平成 15 年度から 23 年度までの 9 年間の総括評価を実施

現状と課題

現 状	「成果重視の行政運営の実現」と「説明責任の確保」を目的に、平成15年度に行政評価を本格導入し、基本計画の着実な推進と事務事業の効果性や効率性の向上を図ってきました。しかし、行政評価制度は比較的新しい制度であるため、これまでの運用において明らかになった課題を整理し、より良い制度へと見直していくことが必要となっています。
課 題	⊙ 職員の成果意識・コスト意識の醸成へとつながる制度運用 ⊙ 市民満足度を高める意識の徹底 ⊙ 行政評価結果の業務見直しへの確実な反映 →各所管が主体性を持ち、自ら客観的な評価を行えるしくみの中で、見直しの必要性に気付き、実行に移す意識の徹底

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」を着実に推進するため、発生主義会計の考え方に基づくフルコスト分析を行うなど、行政活動の結果を定量的に捉え、実効性の高い評価を行います。

具体的な取組内容と期間

1 施策評価の見直し 【とりまとめ部署：経営管理課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
施策評価の実施 ・基本計画に掲げた指標と市政世論調査の達成度による評価の実施 ・施策の推進を図るための更なる課題の明確化	→	→	→

2 細事業評価・事務事業評価の見直し 【とりまとめ部署：行政管理課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
① 1次評価の実施（所管課による評価） ・細事業評価の実施 評価指標（活動指標と成果指標）の設定と行政コストの算出（発生主義会計に基づくフルコスト分析）による評価 ・事務事業評価の実施 評価指標の設定と細事業でのコスト分析結果を集約し、総合的に評価	→	→	→
② 2次評価の実施（庁内評価委員会による評価） ・事務事業評価の実施 1次評価で実施した事務事業に対する評価	→	→	→
③ 外部評価の実施 ・公募市民や学識経験者による外部評価の実施	→	→	→

※細事業とは・・・事務事業を構成する行政活動の最小単位の事業

(5) 指定管理者制度の見直し

【総括部署：行革推進課】

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・ 地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設
- ・ 指定管理者制度検討会及び作業部会を設置し、選定手続き、選定基準、募集方法などを整理

【平成 16 年度】

- ・ 「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」を策定
- ・ 新規 7 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 6 施設）に制度導入

【平成 17 年度】

- ・ 新規 5 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 4 施設）に制度導入

【平成 18 年度】

- ・ 管理委託から指定管理者制度へ本格移行（423 施設に導入）

【平成 19 年度】

- ・ 指定管理者が提供する公共サービスの水準を、「監視」「評価」するモニタリングを開始

【平成 22 年度】

- ・ 一部の社会福祉施設について、一定の条件を満たした場合に引き続き公募によることなく更新を受けることができる制度(更新制度)を創設
- ・ 指定管理者と市の間でのリスク分担の考え方を整理

【平成 23 年度】

- ・ 指定管理者の経営状況を把握し、選定時に活用するため、財務評価の基本指標を設定

【平成 24 年度】

- ・ 指定管理者に対するモニタリング機能を強化するため、税理士による「指定管理者に対する経理状況調査」を開始

現状と課題

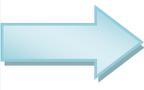
現 状	平成18年度に制度を本格導入し、平成26年4月1日現在で930施設において指定管理者による管理運営を行っています。これまで、制度の改善を重ねながら民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上と運営経費の縮減、安定した施設管理運営の実現に努めてきました。
課 題	⑥ 施設の設置目的や特性を踏まえた管理運営手法の最適化 ⑥ 施設の長寿命化の観点から、市が計画する中・大規模修繕計画と指定管理者による小規模修繕の計画的な実施 ⑥ 更新制度導入施設におけるサービス水準と安定性の継続的な確保 ⑥ 市民サービスの向上を図る指定管理者の創意工夫の発揮 ⑥ 健全な施設管理運営の維持に向けたチェック機能の充実

取組の方向性

指定管理者のインセンティブを高め創意工夫を促すとともに、行政におけるチェック機能を充実し、市民サービスの向上と安定した施設管理運営を推進します。また、個別施設について、設置目的を最も効果・効率的、かつ安定的に達成するため、民営化、公私連携型なども含めた最適な管理運営手法を研究します。

具体的な取組内容と期間

1 指定管理者制度の導入効果を高める方策の研究 【とりまとめ部署：行革推進課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
① 市民サービスを向上させる方策の検討 ・ 独自サービス（自主事業）の拡大や利用料金制の活用など、インセンティブ付与の研究			
② 施設管理の安定化に向けた制度整備 ・ モニタリング精度の向上を図る研修実施とマニュアル整備 ・ 更新制度導入施設において、施設の特性を踏まえた管理運営手法の検討			

2 個別施設の最適な管理手法の検討 【とりまとめ部署：行革推進課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
施設特性を踏まえた管理手法の最適化 ・ 庁内検討会で、制度導入施設の効果を分析し（経済性、サービスの向上性、市民協働への寄与度等）、最適な施設管理手法を検証			

(6) 分権時代の人材育成

【総括部署：職員課】

これまでの取組

【平成 13 年度】

- 『八王子市人材育成基本方針』の策定

本市が求める職員像を「付加価値創造型職員」として、「市民感覚」「経営感覚」「チャレンジ精神」「豊かな人間性」を併せ持つ職員の育成に向けた基本方針を策定。「やる気を高め、人を活かす人事制度」「能力を引き出し、高める研修制度」「人を育て、活力を生み出す職場づくり」を柱として、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図る取組を開始

【平成 25 年度】

- 『八王子市研修基本方針』の策定

「職員力向上」と「組織力強化」を新しい視点として、職員能力開発の指針を策定

- 中核市移行を視野に、先行市への視察や職員の更なる意識改革を図ることを目的とした研修を実施

現状と課題

現 状

地方分権の進展や高齢化の進行など社会環境が変化する中において、地域の特性を踏まえ、独自の事業を企画し、展開させていく必要があります。そのため、「職員力向上」と「組織力強化」の視点から研修基本方針を策定し、職員一人ひとりの能力開発と同時に組織の成長を図る取組を行っています。

課 題

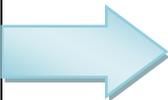
- ⓐ 職員自らが継続的に自己啓発に取り組む職場風土の構築
- ⓑ 職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築
- ⓒ 地方分権に伴い移譲される権限を活用し、地域の実情に応じた効果的な事業を主体的に企画し、実行する能力の向上
- ⓓ 専門知識・能力を有し、自己完結できる組織力の強化

取組の方向性

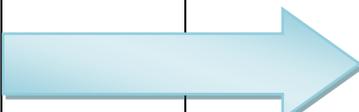
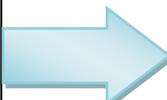
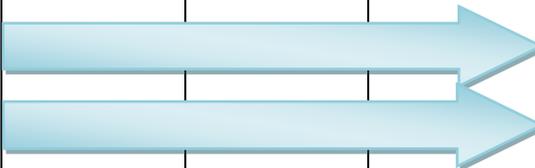
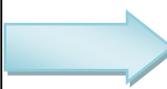
研修制度の充実を図るとともに、職員の努力や貢献を処遇に反映させるなど、職員の能力を最大限に引き出す人事制度を構築します。また、再任用制度などによる職員構成の変化を踏まえた良好な職場環境を整備し、組織力全体の強化を図ります。

具体的な取組内容と期間

1 新たな人材育成基本方針の策定 【とりまとめ部署：職員課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
新たな人材育成基本方針の策定 ・職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築			

2 分権時代に対応した研修の実施 【とりまとめ部署：職員課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
① 管理職による先行市の調査・研究 ・中核市移行に向け、全課長職が、政令市や中核市など先行市の特色ある取組の調査・研究			
② 中堅職員の政策形成能力・政策法務能力の向上 ・政策創造、政策実現力を養成するため、主任～主査職を中心に集中的な能力向上研修を実施			
③ 職員提案制度との連携による政策実現力の向上 ・職員からの提案をもとに政策実現研修を実施し、他所管職員との連携や組織横断的な視野を養成			
④ 高度な専門性の習得 ・所管課研修の支援 ・東京都や特別区の職員研修所への参加			
⑤ 協働によるまちづくりのための能力向上 ・コーディネート力やコミュニケーション力の向上			

(7) 民間活力の適切な活用を推進

【総括部署：行革推進課】

これまでの取組

【昭和 61 年度】

- ・ 行財政改革の基本方針において、「事務事業の委託化の基準」を設け、長期的視点に立った検討を行い、委託化を推進

【平成 14 年度】

- ・ ホームページのバナー広告、封筒への広告掲載を開始

【平成 15 年度】

- ・ アドプト制度の導入、市民企画事業補助金制度の創設

【平成 16 年度】

- ・ 公の施設の設置目的を効果的に達成するための手法として、指定管理者制度を導入

【平成 17 年度】

- ・ 行政への参加意識の高揚と資金調達が多様化をめざし、市民参加型のミニ市場公募債の発行
- ・ 都市公園法に基づく「設置管理許可」の手法を用い、富士森公園の市民プール跡地にフットサルコートを開業（平成 18 年 3 月 25 日）

【平成 23 年度】

- ・ 10 年間の使用期間で八王子新市民会館にネーミングライツ（命名権）を導入
愛称「オリンパスホール八王子」

【平成 23～26 年度】

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく手法により、「新体育館」を整備（平成 26 年 10 月オープン）

【平成 24 年度】

- ・ 市施設の屋上に民間事業者の資金で太陽光発電装置を設置し、事業者による売電だけでなく、施設自ら電力を消費できる“地産・地消”の方式を導入

現状と課題

現 状	市民サービスの向上と効率的な事業実施を図るため、事務事業の委託化や指定管理者制度、PFI手法など、市場における競争原理を尊重しながら、民間活力を積極的に活用してきました。また、ネーミングライツや広告事業などの官民連携事業も進めています。
課 題	② 委託化の推進による効率化と職員の業務スキル確保の両立 ② PFIや設置管理許可制度の更なる活用 ② 広告事業やネーミングライツ、寄附制度などの官民連携手法の更なる活用

取組の方向性

民間事業者の有するノウハウを施設の更新や改修に活かすため、施設の種類や性質を踏まえ、PFI や設置管理許可制度の効果的な活用を研究します。また、委託事業について、業務の効率化と事業継続に必要な職員スキルの確保の両側面から検証を行い、最適化を推進します。

具体的な取組内容と期間

民間活力の活用推進 【とりまとめ部署：行革推進課】

取 組 内 容	期 間		
	26 年度	27 年度	28 年度
① PFI、設置管理許可制度の調査・研究 ・導入可能施設の調査と効果的な活用の研究			
② 委託業務等の効果的な展開 ・委託可能な事業の調査・研究と委託済事業の効果検証			
③ ネーミングライツや広告事業、寄附制度等の効果的な展開 ・導入が可能な事業の調査・研究と運用指針の策定			

(8) 情報発信力の強化

【総括部署：都市戦略課 情報管理課】

これまでの取組

【平成 18 年度】

- ・ 情報のバリアフリー化を進めるため、ホームページをリニューアル

【平成 20 年度】

- ・ 市民参加条例を制定し、市の責務として「市政情報の公表または提供、説明責任」を明示
- ・ モバイル版ホームページリニューアル

【平成 22 年度】

- ・ 広報「はちおうじ」の各戸配布を開始
- ・ 八王子駅南口に市政情報を表示する電光掲示板「八王子駅南口情報掲示板」を設置

【平成 23 年度】

- ・ 広報「はちおうじ」をフルカラー化

【平成 24 年度】

- ・ 市の施策やイベントなどの PR 動画を YouTube により配信開始
- ・ JR 八王子駅北口に観光案内所「八王子インフォメーションセンター」を設置

【平成 25 年度】

- ・ タイムリーに情報発信できるよう、ツイッターとフェイスブックによる市政情報の発信を開始
- ・ 費用をかけずに市政情報を毎年提供できるよう「くらしの便利帳」をタウンページに合冊
- ・ 八王子駅南口総合事務所内に「観光・まちなか案内所」を設置

現状と課題

現 状	市政運営の透明性を高めることはもとより、市民との協働を進める観点から積極的な情報発信に努めています。また、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、デジタルサイネージなど、情報の種類や性質に応じて多様な情報媒体を活用しています。
課 題	② 本市の魅力の創造と効果的な発信 ② 市政への市民参加を促す情報の提供 ② 市民ニーズに即した分かりやすい情報提供 ② 多様な情報媒体（メール配信やSNS）の活用による情報発信機能の強化 ② 民間事業者が公共データを活用できるしくみづくり

取組の方向性

市制施行 100 周年の記念行事など、本市の魅力を創造し市内外へ発信するシティプロモーションの取組を行います。また、市民の情報ニーズを的確に把握し、分かりやすく、かつ迅速に情報提供できるしくみを構築し、市政への市民参加を促進する広報活動を推進します。

この他、市が保有する多様なデータを市民や企業等がいつでも取り出して利活用できるようにするオープンデータ化の取組を推進します。

具体的な取組内容と期間

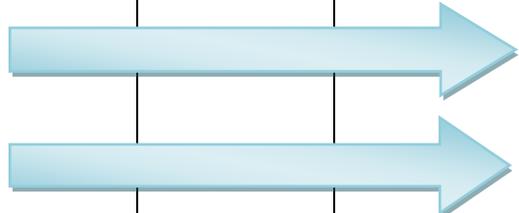
1 シティプロモーションの推進 【とりまとめ部署：都市戦略課】

取組内容	期間		
	26年度	27年度	28年度
プロモーション事業の検討・実施 ・取組方針の策定 庁内検討会で方針案を作成し、市民からの意見を踏まえ決定 ・関連機関と連携し、具体的な取組内容を実施	→		→

2 市民ニーズに即した情報提供 【とりまとめ部署：広報課】

取組内容	期間		
	26年度	27年度	28年度
① 広報基本方針の策定と市民の情報ニーズの把握 ・市民モニター制度を構築し、市民からの意見を広報活動へ反映	→	→	→
② 市民参加を促進する広報の推進 ・市民取材協力員など、広報活動への市民参画手法の構築 ・市民参画による情報発信の実施 ・広報紙特集テーマの設定や広報編集への市民参画	→	→	→
③ 情報発信媒体の拡大 ・情報の種類や性質に応じて、メールや SNS、LINE などの情報媒体の活用を拡大	→	→	→

3 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進 【とりまとめ部署：情報管理課】

取組内容	期 間		
	26年度	27年度	28年度
<p>① 方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進ガイドラインの策定 庁内検討会において方向性を検討し、 公開基準、運用ルールを整備 			
<p>② オープンデータ形式によるデータ公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開済データの民間利用に適した形式への変換 ・ データの公開 市内 IT 企業等と連携し、オープンデータ化に適したデータを公開 			

第8次行財政改革 推進計画（平成26～28年度）

平成26年5月発行

発行： 八王子市

編集： 八王子市行財政改革部行革推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話／042-620-7423（直通）

FAX／042-627-5939

E-mail／b430100@city.hachioji.tokyo.jp
